

# 重要事項説明書

## (指定居宅介護支援事業)

あなたに対するサービス提供開始に当たり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

### 【目次】

- 1.事業者
- 2.ご利用施設
- 3.ご利用施設で併せて実施する事業
- 4.事業の目的と運営の方針
- 5.施設の概要
- 6.事業実施地域及び営業時間
- 7.職員の配置と職務内容
- 8.サービスの概要
- 9.居宅サービス計画の作成
- 10.サービス提供の記録等
- 11.利用料金
- 12.サービス利用の中止
- 13.利用者の解約権
- 14.事業者の解除権
- 15.契約の終了
- 16.事故発生時の対応
- 17.職員研修
- 18.秘密保持
- 19.苦情対応

社会福祉法人 孝楽会

居宅介護支援センター けやき荘

## 1. 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 孝楽会  
(2) 法人所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1-1  
(3) 電話番号 045-470-3900  
(4) 代表者 松田 雍晴  
(5) 設立年月 平成11年8月11日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定居宅介護支援事業  
(2) 施設の名称 居宅介護支援センター けやき荘  
(3) 事業所番号 1470200567号（平成13年8月1日指定）  
(4) 施設の所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1-1  
(5) 電話番号 045-470-3900 FAX 045-470-5566  
(6) 開設年月 平成13年8月1日  
(7) 管理者 松田 友和

## 3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	横浜市長の事業者指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
《特別養護老人ホームけやき荘》 ・介護老人福祉施設	平成12年5月1日	1470200377号	200名
《ショートステイセンターけやき荘》 (介護予防)短期入所生活介護	平成12年10月1日	1470200468号	20名
《デイサービスセンターけやき荘》 ・地域密着型通所介護	平成12年10月1日	1470200476号	18名

## 4. 事業の目的と運営の方針

### ○事業の目的

老人福祉法の理念に基づき、介護を必要とする高齢者に対して、心身の健康保持及び自立支援の介護サービスの提供を目的とします。

### ○運営の方針

利用者が尊厳と生きがいをもって生活を送れるよう、安全で利用者本位のサービスの提供を実施します。また、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

## 5. 施設の概要

ご利用いただく施設の概要は下表の通りです。

(1) 敷地・建物

敷地		13,201.32 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建
	延べ床面積	8,609.97 m <sup>2</sup>

※敷地面積や延べ床面積等は特別養護老人ホーム、ショートステイセンターを併せたものです。

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
相談室	2室	28.68 m <sup>2</sup>	
会議室	1室	49.31 m <sup>2</sup>	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている施設・設備です。

6. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

横浜市神奈川区の全域

※上記以外の地域の場合はご相談下さい。

(2) 営業日及び営業時間

○営業日 月曜日～金曜日（祝日・12月29日から1月3日までを除く）

○営業時間 8:30～17:30

7. 職員の配置と職務内容

利用者に対してサービスを提供するため、介護保険法の指定基準を遵守し、下表のとおり職員を配置しております。

職種	配置人数		勤務体制	職務内容
	常勤換算	指定基準		
管理者	1名	1名	8:30～17:30	居宅介護支援事業の管理
介護支援専門員	1名	1名	8:30～17:30	ケアプランの作成・管理等

\*当事業所におきましては、管理者が介護支援専門員を兼ねております。

8. サービスの概要

- (1) ケアプランの作成・管理
- (2) 相談援助等
- (3) 健康状態の確認
- (4) 介護・医療サービス等事業者との連絡・調整
- (5) 当事業所の受け持ち利用者数は35名です

## 9. 居宅サービス計画の作成

- (1) 事業者は、利用者が自宅において日常生活を営む為に必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況・環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やそのご家族、事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 複数の居宅サービス事業所の紹介  
利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めると及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を当事業所にいつでも求めることが可能です。
- (7) 居宅介護支援の提供の開始に当たり、病院または診療所への入院時には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えるようお願い致します。

## 10. サービス提供の記録等

居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

## 11. 利用料金

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担はありません。

通常のサービス事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、越えた地点から公共交通機関を利用した際の実費を請求させて頂く場合があります。

また、自動車を利用した場合には最短の道のりで往復1キロを越えるごとに100円の費用が発生する場合があります。

## 12. サービス利用の中止

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を断る場合は、事前にご連絡下さい。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業所との連絡調整等について依頼等を取り消す場合も速やかにご連絡ください。
- (3) 利用者は3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することができます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

- ・連絡先（電話） 045-470-3900
- ・連絡時間 8：30～17：30

## 13. 利用者の解約権

利用者は、事業者に対しいつでも3日以上予告期間を持って、この契約を解除することができます。

## 14. 事業者の解除権

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。

## 15. 契約の終了

次の事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①利用者から事前に更新の合意がなされず、契約有効期間が満了したとき
- ②利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- ③次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
  - ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
  - ・利用者について要支援・要介護認定が受けられなかったとき
  - ・利用者が死亡したとき
  - ・その他、居宅介護支援の継続困難となった場合

## 16. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異など不可抗力による場合を除き事業者は速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者の故意または過失による場合は、損害賠償していただきます。
- (2) 迅速な事故処理とご家族や必要に応じて行政報告の上、再発防止策を講じます。

## 17. 職員研修

事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 12 回程度 (施設内研修含む)

## 18. 秘密保持

事業所及びその従業員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことは致しません。在職中はもちろん退職後も同様です。

## 19. 苦情対応

当事業所における苦情やご相談、当施設における苦情やご相談は以下それぞれの専用窓口で受け付けています。

### (1) 当事業所の苦情や相談の受付

- ① 受付窓口 受付責任者 松田 友和  
解決責任者 永野 博之
- ② 受付電話番号 045-470-3900
- ③ 受付時間 8:30~17:30
- ④ その他 苦情受付ボックスを 1F エレベーターホールに設置しています。

### (2) 行政機関その他受付機関

- ① 横浜市健康福祉局 (本庁) 介護事業指導課  
所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
電話番号 045-671-2356  
受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15

(事業所対応区の相談・受付窓口)

- ② 横浜市鶴見区 高齢・障害支援課  
電話番号 045-510-1770  
受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)
- ③ 横浜市神奈川区 高齢・障害支援課  
電話番号 045-411-7019  
受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)
- ③ 横浜市保土ヶ谷区 高齢・障害支援課  
電話番号 045-334-6394  
受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)

⑤横浜市旭区 高齢・障害支援課

電話番号 045-954-6061

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)

⑥横浜市港北区役所 高齢・障害支援課

電話番号 045-540-2325

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)

⑦横浜市緑区役所 高齢・障害支援課

電話番号 045-930-2315

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)

⑧神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護苦情相談係

所在地 横浜市西区楠町 27-1

電話番号 045-329-3447

ビダイヤル 0570-022-110

受付時間 月曜日から金曜日 8:30~17:15 (土、日、祝、年末年始除く)

令和 年 月 日

利用者 (甲)	私は、本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。		
	住所	〒 ー	
	氏名	⑩	
署名代理人	私は、甲の代理人として事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受け、署名代理しました。		
	住所	〒 ー	
	氏名	(続柄 ) ⑩	
サービス事業者	居宅介護支援サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、重要事項説明書を交付しました。		
	所在地	〒221-0864 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1-1	
	名称	居宅介護支援センターけやき荘	
	事業所番号	1470200567	
	管理者名	松田 友和	
	説明者	松田 友和 ⑩	